

岡山市浄化槽の設置等に係る事務処理要領

浄化槽の設置等に係る手続き等の適正化を図り、もって、市民の快適な生活環境の保全に寄与するため、岡山市環境局及び都市整備局において、この事務処理要領を制定する。

(趣旨)

第1条 この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）に定めるもののほか、浄化槽（し尿のみを処理する「みなし浄化槽」を含む。）の設置及び構造又は規模の変更に係る手続き等の必要な事項について定めることにより浄化槽の適正な設置を図り、もって、生活環境の保全に資するものとする。

(建築確認を伴う浄化槽の設置等の手続)

第2条 基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事又は基準法第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣等の指定を受けた者（以下「指定確認検査機関」という。）の確認を受けるときは、確認申請書に、又は基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知を必要とするときは、計画通知書に、別表第1に掲げる書類（正本1部、副本2部）を添えて、別表第2に掲げる建築確認等提出先に提出するものとする。

(建築確認を伴わない浄化槽の設置等の手続)

第3条 法第5条第1項の届出は、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）第3条第1項に規定する浄化槽設置届出書又は第4条第1項に規定する浄化槽変更届出書（正本2部）に、別表第1に掲げる書類（正本1部、副本1部）を添えて、岡山市長に提出するものとする。

(公共浄化槽の設置等の手続)

第4条 法第12条の5第4項の協議（同条第5項において準用する場合を含む。）は、公共浄化槽設置計画協議申出書（正本1部）に、別表第1に掲げる書類（正本1部）を添えて、岡山市長に提出するとともに、公共浄化槽設置計画協議申出書（正本1部）に、別表第1に掲げる書類（副本1部）を添えて、建築主事に提出するものとする。

(提出書類の処理)

第5条 建築主事又は指定確認検査機関は、第2条に規定する書類（浄化槽に係る書類に限る。）の提出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 処理対象人員が50人以下の浄化槽にあつては、基準法第93条第5項の規定による岡山市長への通知は、浄化槽の設置等に係る通知書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類（正本1部）を添えて行うこと。

(2) 処理対象人員が51人以上の浄化槽にあっては、基準法第93条第5項の規定による岡山市長への通知は、受理後速やかに浄化槽（51人槽以上）の設置等に係る通知書（様式第2号）に別表第1に掲げる書類（正本1部）を添えて行うこと。なお、第6条第2項の規定により岡山市長から書類の修正等変更を伴う意見があり、通知の内容を変更したときは別表第1に掲げる書類を送付すること。

第6条 岡山市長は、前条第1項の通知があり、その内容について意見があるときは、速やかに建築確認（浄化槽）に係る意見書（様式第3号）により基準法第93条第6項の意見を述べるものとする。

2 岡山市長は、前条第2項の通知があったときは、速やかに建築確認（51人槽以上の浄化槽）に係る意見書（様式第4号）により意見を述べるものとする。なお、建築主事又は指定確認検査機関から送付された書類に修正等変更を伴う場合にあつては、当該書類（通知書を除く。）を添付するものとする。

第7条 岡山市長は、第3条に規定する届出書の提出があつたときは、浄化槽の設置等届出に係る送付書（様式第5号）により、第3条の規定により提出された浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書（正本1部）に別表第1に掲げる書類（副本1部）を添えて、速やかに建築主事に送付するものとする。

第8条 建築主事又は指定確認検査機関は、岡山市建築基準法施行細則（昭和48年岡山市規則第56号）第6条第2項に規定する取りやめ届が提出された場合で、取りやめた工事の中に浄化槽の設置又は変更が含まれているときは、遅滞なく、その写しを岡山市長に送付するものとする。

第9条 岡山市長は、岡山市浄化槽法施行細則（平成6年岡山市規則第89号）第3条第1項に規定する浄化槽工事中止届出書が提出されたときは、遅滞なく副本を建築主事に送付するものとする。

（設置計画の協議に係る審査）

第10条 岡山市長は、第4条の公共浄化槽設置計画協議申出書の提出があつた場合は、当該浄化槽の設置又は変更の計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から相当であると認められるときは、公共浄化槽の設置等に係る通知書（様式第6号）により同意するものとする。

2 建築主事は、第4条の公共浄化槽設置計画協議申出書の提出があつた場合は、当該浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すると認められるときは、公共浄化槽の設置等に係る通知書（様式第7号）により同意するものとする。

（電子情報処理組織による手続）

第11条 この要領に規定する手続については、岡山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年市条例第3号）の規定の例によることができる。ただし、別表第1のう

ち浄化槽設置票については、電子情報処理組織による手続により提出した後、30日以内に
正本を書面により岡山市長に提出するものとする。

(連絡・調整)

第12条 この要領の施行及び浄化槽の構造、維持管理又は設置その他浄化槽に係る疑義に関する協議及び連絡・調整は、担当する関係部局間において行うものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この改正規定による改正前の要領に定める様式のうち、この改正規定の施行の際現に所有する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2・3・4条関係）

添付書類

1	浄化槽設置票		
2	建築物の各階平面図（団地開発にあつては宅地割図を含む。）（*）		
3	排水系統図（敷地、建築物、浄化槽本体及び放流先の公共用水域並びに配管、弁（種類及び内径を含む。）その他配管中に設置する設備の位置を明記したもの）		
4	浄化槽の維持管理及び水質検査に関する契約書の写し		
5	<p>処理対象人員が51人以上の浄化槽にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 処理対象人員算定書</p> <p>イ 汚水量及び流入水質に関する説明書及び資料</p> <p>ウ 浄化槽の配置・平面図及び付帯設備等の概要書</p>		
6	<p>工場生産型浄化槽の場合</p> <p>ア 法第13条（法第16条の場合を含む。）に規定する国土交通大臣の型式の認定書の写し</p> <p>イ 基準法第68条の10第1項に規定する型式適合認定を受けている場合にあつては、型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む。）の写し</p>		
7	<p>工場生産型浄化槽でない場合又は構造等の変更の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>基準法第68条の26第1項に規定する国土交通大臣の構造方法等の認定を受けたものは、認定書の写し</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>国土交通大臣が定めた構造方法（浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号））を用いるものは、次に掲げる書類</p> <p>ア 処理方式及び処理能力を記載した書類</p> <p>イ 設計計算書</p> <p>ウ 構造図、仕様書及び処理工程図</p> <p>エ 構造強度関係書類</p> </td> </tr> </table>	<p>基準法第68条の26第1項に規定する国土交通大臣の構造方法等の認定を受けたものは、認定書の写し</p>	<p>国土交通大臣が定めた構造方法（浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号））を用いるものは、次に掲げる書類</p> <p>ア 処理方式及び処理能力を記載した書類</p> <p>イ 設計計算書</p> <p>ウ 構造図、仕様書及び処理工程図</p> <p>エ 構造強度関係書類</p>
<p>基準法第68条の26第1項に規定する国土交通大臣の構造方法等の認定を受けたものは、認定書の写し</p>			
<p>国土交通大臣が定めた構造方法（浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号））を用いるものは、次に掲げる書類</p> <p>ア 処理方式及び処理能力を記載した書類</p> <p>イ 設計計算書</p> <p>ウ 構造図、仕様書及び処理工程図</p> <p>エ 構造強度関係書類</p>			
8	別記様式による浄化槽指針関係確認結果表		
9	その他建築主事、指定確認検査機関又は岡山市長が必要と認める書類		

（*）建築主事又は指定確認検査機関から岡山市へ通知する場合には、添付を省略することができる。ただし、処理対象人員が50人以下の浄化槽の場合に限る。

別表第2（第2・3条関係）

書類の提出に係る建築主事等及び浄化槽設置届出等提出先

建築確認等 提出先	担当区域名	浄化槽設置届出等 提出先
岡山市都市整備局 住宅・建築部 建築指導課 （建築主事）	岡山市全域	岡山市環境局 環境部 環境保全課 浄化槽対策室
指定確認検査機関		

浄化槽（51人槽以上）の設置等に係る通知書

年 月 日

岡 山 市 長 様

建 築 主 事
指定確認検査機関

建築基準法第93条第5項及び岡山市浄化槽の設置等に係る事務処理要領第5条第2項の規定により、関係書類を添付して下記のとおり通知します。

記

1. 申請者（通知者）

住 所

氏 名

（確認申請受付番号 第 号）

2. 設置場所

3. 用 途

4. 新設（又は変更）の内容

人 槽 人

汚水量 m^3 / 日

建築確認（浄化槽）に係る意見書

年 月 日

建 築 主 事
様
指定確認検査機関

岡 山 市 長

年 月 日付けで通知のあった下記の浄化槽について、建築基準法第93条第6項の規定により意見を述べます。

記

1. 設置者 住 所
氏 名

2. 設置場所

3. 用 途

4. 規 模 人 槽 人、汚水量 m^3 /日

5. 意 見

様式第4号（第6条関係）

建築確認（51人槽以上の浄化槽）に係る意見書

年 月 日

建 築 主 事
様
指定確認検査機関

岡 山 市 長

年 月 日付けで通知のあった下記の浄化槽について、岡山市浄化槽の設置等
に係る事務処理要領第6条第2項の規定により意見を述べます。

記

2. 設置者 住 所
氏 名

2. 設置場所

3. 用 途

4. 規 模 人 槽 人、汚水量 m^3 / 日

5. 意 見

(1) 特にありません。

(2) 下記の点について、ご留意願います。

